平成２６年（フ）第３２４号
兵庫県尼崎市名神町１丁目15番11―503号
債務者　ＨＡＮ　ＪＩＮＧ　韓　　静
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４７号
兵庫県尼崎市浜３丁目５番44号
債務者　柴田　　勝
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９２号
奈良県生駒市東菜畑２丁目974番地３　サニーコート401
債務者　玉城　由香
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
鳥取県米子市熊党148番地１　レオパレスメルベーユ109号、前住所鳥取県鳥取市的場164番地の６
債務者　髙木　宏諭
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１７９号
宮崎市月見ケ丘５丁目16番９号　プラスローゼ202号
債務者　吉田　純一
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８０号
宮崎市清武町今泉甲3610番地12
債務者　小野いつみ
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８５号
宮崎市佐土原町下田島11413番地10、前住所宮崎市北権現町175番地８
債務者　齋藤　君子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５４号
石川県小松市三谷町イ121番地２
債務者　山本　治夫
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５８号
石川県加賀市桂谷町タの１番地
債務者　妹尾あけ美
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５９号
石川県加賀市小塩町コ87番地
債務者　川野孝太郎
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３７号
福井県小浜市多田第14号５番地の10
債務者　望月　　要
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２６号
愛媛県宇和島市大浦甲1646番地２
債務者　山﨑　久美
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３４８号
福岡県中間市深坂２丁目２番２―302号
債務者　佐野スエ子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８３号
松江市東出雲町下意東750番地２　リブラン２―205、前住所松江市東奥谷町38番地１ハイツヤマネ３―201号
債務者　吾郷　貴子（旧姓杉谷）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７０号
北九州市八幡西区小鷺田町３番４号　202号
債務者　吉盛　一明
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８２号
熊本市東区健軍４丁目２番10号　セルサスナカシマ201、前住所熊本市西区春日４丁目45番７号
債務者　村上　共洋
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７３号
青森県三戸郡南部町大字福田字あかね11番地７
債務者　板垣　　徹
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係